

第8章 水防施設および輸送

1 水防倉庫および資器材

- (1) 水防管理者は、水防資器材を確保するため水防倉庫を設置するとともに水防資器材を常時備蓄し管理するものとする。

(2) 水防倉庫設置場所

河川名	名称	設置場所
雄物川	新屋水防倉庫	新屋比内町 6－6 3
太平川	太平水防倉庫	太平目長崎字上目長崎 2 1 2
岩見川	河辺水防倉庫	河辺三内字外川原 8 3－3 1

(3) 県管理倉庫

支部名	設置場所
秋田	向浜一丁目 2－2

(4) 資器材備蓄基準一覧表

ア 水防資材取扱要領

資材の使用に際しては、水防以外の如何なる工事にも使用することを許されないものとする。また、資材の受払については常に帳簿に記入しておかなければならない。

イ 水防管理団体

水防管理者は、その重要水防地域内に水防倉庫を設置し、次の基準により必要な資器材を備えておくものとし、備蓄機材が使用又は損傷により不足を生じた場合は、直ちに補充しておくものとする。また、必要に応じてそれ以外の箇所（臨時備蓄場等）にもこれに準じて整備するよう努めるものとする。

ウ 資器材備蓄基準（秋田県水防資器材備蓄基準）

資器材名		単位	数 量	資器材名		単位	数 量
器 材	シャベル	丁	20	資 材	丸太	本	100
	掛矢	〃	6		小杭	〃	200
	たこ槌	〃	1		土のう又はビニール袋	俵袋	10,000
	唐 鋤	〃	3		む し ろ	枚	60
	ペンチ	〃	6		縄	丸	20
	お の	〃	3		鉄 線	kg	200
	鋸	〃	3		竹 材	本	300
	鎌	〃	5				
	照明具	個	3				
	ナタ	丁	20				

※秋田市水防倉庫備蓄資器材員数表（資料編別表－8）

- (5) 水防管理者は、備蓄資器材では不足するような緊急事態に際して、国の応急復旧用資器材又は県の備蓄資器材を国土交通省河川事務所長又は地域振興局建設部長の承認を受けて使用することができる。

なお、国土交通省河川事務所長および地域振興局建設部長は、予備鍵の貸与等をあらかじめ水防管理者と協議して、緊急時に迅速な対応ができるよう努めるものとする。

2 輸送

水防管理者は、水防資材、器具等の輸送のため、トラック等の運搬具を整備し、必要に際し、緊急輸送に当るものとする。

緊急のため、運搬車両の不足を生じ止むを得ない場合は、あらゆる輸送機関をこれに優先協力させるものとする。